

(令和5年10月16日発表)

令和4年台風15号で住宅を被災された方対象

「住宅の応急修理」の市独自制度による継続支援について

<p>◆アピールポイント</p>	<p>: 災害救助法に基づく住宅の応急修理の救助期間は令和5年9月22日までとなっていたが、いまだ住宅被害への支援が届いていない方がおられます。</p> <p>: このことから、9月27日の市長定例記者会見にて「特別な事情がある場合は新たな支援申請に対して何らかの形で支援できるよう検討」することを発表しました。</p> <p>: 市独自の取り組みの一つとして、特別な事情がある新たな支援申請に対して、災害救助法に基づく住宅の応急修理と同等の支援を行うこととしました。</p>
<p>◆内容など</p>	<p>1 対象者</p> <p>(1) <u>令和4年台風15号の被害を受けた住宅について、災害救助法に基づく応急的な修理を、救助期間内にやむを得ない特別な事情によって申し込むことが出来なかった方</u></p> <p>(2) 市が交付する「罹災(りさい)証明書」において「準半壊」以上の損傷の住家被害を受けた世帯で自らの資力では応急修理をすることが出来ない方</p> <p>(3) 令和6年3月31日までに応急修理を完了できる方</p> <p>2 支援内容(1世帯あたり基準額)</p> <p>日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理工事の費用を市が支援します。</p> <p>準半壊 318,000円以内、半壊以上 655,000円以内</p> <p>※限度額を超えた場合は、自己負担となります。</p> <p>3 支援期間</p> <p>令和6年3月31日(日)まで</p> <p>4 申込方法など詳しくはホームページ</p> <p>URL:https://www.city.shizuoka.lg.jp/652_000111.html</p> <p>なお、「静岡市被災者応急住宅支援金」も申請期限を令和6年3月29日(金)まで延長しています。(別紙資料・担当:住宅政策課)</p>

別紙資料 有 ・ 無

【問合せ】 建築指導課 (静岡庁舎5階)

担当 増田、井関

電話 054-221-1371

令和4年台風第15号により被災された皆さまへ 「静岡市被災者応急住宅支援金」のご案内

令和4年台風第15号の災害により住宅に床上浸水の被害を受けられた皆様が一時的に民間賃貸住宅に入居した場合の家賃等の費用の一部を支援金として支給します。

◆ 支援金の対象となる方【下記(1)～(3)の全てに該当】

- (1) 災害の発生時点（令和4年9月23日）において静岡市内に居住
- (2) 令和4年台風第15号により住居が**床上浸水**の被害を受けた
- (3) 令和4年9月23日以降に静岡市内の民間賃貸住宅を賃借・居住

※既に賃貸借契約を契約済の方や退去済の方も支援金の対象となります。

◆ 支援金の額

家賃	3か月分まで（※被災した住宅が自己所有の場合はさらに3か月延長可能）			
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理費、共益費を含みます。 ・駐車場代、自治会費、ペット飼育追加費は除きます。 ・月額下表の金額以内とします。 			
	1人世帯	2人世帯	3～4人世帯	5人以上世帯
	50,000円	65,000円	70,000円	100,000円
礼金	上記家賃の1か月分を限度とします。			
仲介手数料	上記家賃の0.55月分を限度とします。			

※賃貸借契約の内容が上記の上限を超える場合であっても、その部分を自己負担していただければ、支援金を受けることができます。

◆ 申し込み手続き

賃貸借契約後、以下の書類を下記の受付窓口に持参または郵送してください。

- (1) 被災者応急住宅支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 罹災証明書の写し

◆ その他

- ・支援金の請求の際には、家賃等を貸主や不動産事業者へ支払ったことを確認できるもの（領収書の写し等）が必要です。

◆ 受付窓口 https://www.city.shizuoka.lg.jp/412_000103.html

